

法令等遵守の適正な取扱いに関する基本方針

平成29年1月1日

特定非営利活動法人

KAWASAKI 精神保健福祉事業団

理事長 池上 秀明

特定非営利活動法人KAWASAKI 精神保健福祉事業団（以下、「K事業団」）は、法令等遵守の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため本基本方針を定めます。

1 事業者の名称

特定非営利活動法人 KAWASAKI 精神保健福祉事業団

2 関係法令等の遵守

K事業団は、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、精神保健福祉法、個人情報保護法、差別解消法等を遵守し、業務管理体制の整備に関する事項の適正な取扱いを行います。

3 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者は、K事業団理事長とし、法令等遵守の適正な取扱いを行うため、役職員に対する周知徹底、法令遵守状況のチェック、評価、改善に関する責任を持ちます。

また、法令遵守責任者は、各事業所に対して年度内に1回以上業務監査及び会計監査を行うよう努め、必要であれば改善指導を行います。

役職員に対する法令遵守の確保については、年度内に1回以上、文書によって周知を行うよう努めます。

また、随時、口頭により周知を図ります。

4 法令遵守体制

K事業団は、法令遵守がなされているかどうかにおいて、及び利用者、役職員からの意見、告発通報については、職員が現場においてそのチェックを行い、法令遵守責任者に報告を行います。

また、法令遵守責任者は、各事業所において関係法令が遵守されているかどうかについて、役職員、利用者等に対して、随時、聞き取り調査をします。

役職員は、運営基準に適合しているかどうか、K事業団が行う請求事務が適切であるかどうかについて、相互にチェックを行い、問題がある場合には、法令遵守責任者に速やかに報告を行います。

5 ご質問等の窓口

K事業団における法令等遵守に関する質問や苦情に関しては下記の窓口にご連絡ください。

特定非営利活動法人 KAWASAKI 精神保健福祉事業団 本部事務局

川崎市川崎区浅田3丁目8番4号

TEL：044-589-6888

法令遵守責任者：理事長 池上 秀明